



令和元年 12月 11日
 【照会先】
 高知労働局 労働基準部健康安全課
 課長 上谷 祐次
 労働衛生専門官 伊勢田文久
 (直通電話) 088-885-6023

報道関係者 各位

「高知県内で死亡労働災害が大幅増加」
12月18日高知労働局長による安全パトロールを実施
年末年始ゼロ災運動実施中！

高知県内においては、死亡労働災害が増加傾向にあります。11月末現在、昨年1年間の9件を上回る11件もの死亡労働災害が発生し、大変憂慮される状況です。

高知労働局(局長 古田宏昌)では、令和元年12月1日から令和2年1月31日までを「年末年始ゼロ災運動期間」として、死亡労働災害の発生を防止するための取組を強化しており、その一環として12月18日に、高知労働局長及び労働現場や安全衛生に詳しい専門家で構成する「高知労働局安全衛生専門委員」による安全パトロールを労働災害が増加傾向にある土木工事現場において実施し、労働災害防止に向けた指導を行うこととしています。

<パトロール実施事項>

日時 令和元年12月18日(水)

午前9時00分から午前11時頃まで

現場 高知東部自動車道 高知中央インターチェンジ建設工事現場

集合場所 セリーズ(旧サンピアセリーズ)2階コーラル

高知市高須砂地155番地 088-866-7017



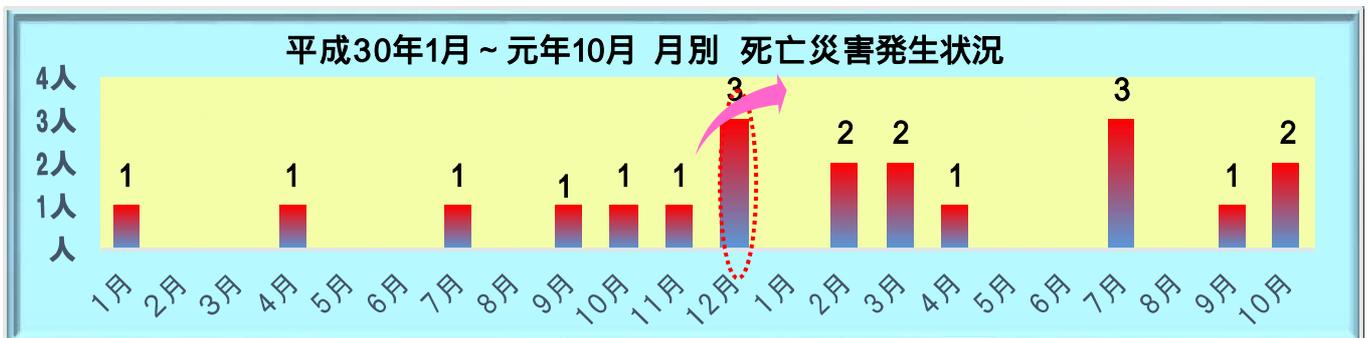
年末年始の労働災害防止のため、取材をお願いします。なおパトロール現場は、高知中央インターチェンジ周辺の高架橋等の工事現場となりますので、ヘルメット等をお持ちであれば持参ください。

取材申し込み 令和元年12月17日(火)午後3時まで

1 趣旨

高知県内における令和元年の労働災害による休業4日以上¹の死傷者数は、10月末現在の速報値において、700件と昨年同時期と比較すると12件(1.7%)減少しましたが、死亡労働災害については11月末現在11件と昨年同時期と比較しますと5件(83%)の増加となっています。

特に、仕事に追われる年末年始は重大な労働災害が発生する傾向があり、昨年²の12月には3人の方が労働災害により亡くなっています。また、年度末も近づき公共工事等の事業量も増加することから、高知労働局及び県内の各労働基準監督署では、今後における労働災害防止対策の一層の推進を図るため、本年12月1日から令和2年1月31日までの2か月間を「年末年始ゼロ災運動期間」として、別添の実施要綱を策定し、より一層の労働災害防止対策に取り組むことといたしました。



2 添付資料

- (1) 年末年始ゼロ災運動 リーフレット
- (2) 年末年始ゼロ災運動実施要綱
- (3) パトロールスケジュール表
- (4) 高知労働局安全衛生労使専門家会議設置要綱
- (5) 高知労働局安全衛生労使専門家会議委員名簿
- (6) 死亡労働災害及び休業4日以上¹の死傷災害[令和元年11月末現在]



集合場所 シリーズ(旧サンピアシリーズ)

年末年始**ゼロ**災運動期間

令和元年12月1日（日）～令和2年1月31日（金）まで

『忙しさのあまり、定められた手順やルールを
つい省略してしまう・・・』
『機械の修理や掃除の際、電源を落とさずに行っ
てしまう・・・』
『急いでいて、通路でころんでしまう・・・』



そんなこと、ありませんか？・・・

高知労働局では、12月1日から1月31日までを、「**年末年始ゼロ災運動期間**」として
県内の事業者には労働災害防止のため重点的な取組を呼びかけています。

災害ゼロ オーっ！



事業者の皆さんの重点実施事項

ポイント
1

安全衛生に配慮した事業の運営

年末年始の繁忙期をとらえた計画的、かつ、安全衛生に配慮した計画的な事業運営を行うことが特に重要です。

ポイント
2

経営トップによる点検の実施

事業場内のパトロールを実施し、安全装置の点検、安全行動の順守等を確認ください。

ポイント
3

労働災害防止対策の徹底

過去に発生した災害を踏まえ、同種災害の発生を防止するための対策を徹底してください。

ポイント
4

安全教育の実施

不安全行動防止のための危険予知訓練（KY）リスクアセスメント等を実施してください。

ポイント
5

交通労働災害防止の徹底

交通労働災害防止のためのガイドライン等を活用し、交通事故防止の取組を実施してください。

令和元年（10月末時点）の高知県内の労働災害発生状況は、以下のとおりです。

・死傷者数について

高知県内における労働災害による死傷者数は、10月末現在700人となり、昨年同時期と比較しますと12人（1.7%）減となっています。

業種別の同時期の比較では、建設業・製造業で増加傾向です。

・死亡者数について

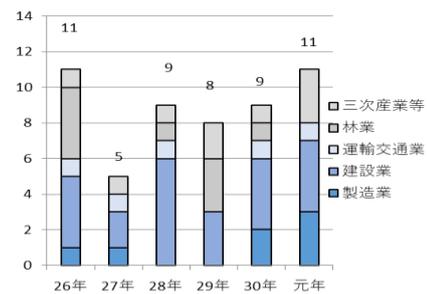
高知県内では、機械の電源を落とさずに修理や掃除を行って機械に巻き込まれる、クレーンの安全装置を使わずに作業を行いワイヤーロープが切れ荷が落ちるなどの災害により、今年10月末までに11件もの死亡労働災害が発生し、昨年同時期と比較しますと120%の増加となっています。

・業種別では、建設業で4件、製造業で3件となっています。また、交通事故による死亡事故が3件発生し、増加傾向にあります。

死傷者数の推移



死亡者数の推移



※令和元年は10月末現在速報値

令和元年死亡災害事例

1 製造業における作業中の機械へのはさまれ災害

2 製造業における作業中の機械への巻き込まれ災害

3 作業床の端からの墜落災害

4 建設業における移動式クレーンによる災害

※災害事例・リスクアセスメントについては、高知労働局のホームページ > 事例・統計情報 > 労働災害発生状況・事例のページに掲載していますので、ご自由にご利用ください。



令和元年度 年末年始ゼロ災運動 実施要綱

1 趣旨・目的

高知労働局管内では、昨年末から死亡労働災害が増加傾向にあり、今年も10月末現在で11件もの死亡労働災害が発生している。昨年同時期と比較すると120%の増加となり、第13次労働災害防止計画防の目標である2022年までに死亡者数を15%減少させ6人以下とするという目標の達成が憂慮される状況にある。

また、これら死亡労働災害については、機械の運転を停止せず修理等を行い巻き込まれたもの、移動式クレーンなどの建設機械の安全装置を使用していなかったものなど、労働災害の防止にかかる基本的措置が行われていないことが原因と考えられ、県内企業の安全管理水準の低下が懸念される場所である。

特に、仕事に追われる年末は、重大な労働災害が発生する傾向があり、昨年の12月には3人の方が労働災害により亡くなっている。また、年度末も近づき公共工事等の事業量も増加することから、働く人たちが年末年始を無事故で過ごすことができるよう、高知労働局及び県内各労働基準監督署では、令和元年12月1日から令和2年1月31日までの期間を「年末年始ゼロ災運動期間」とし、県内の各事業場に対する指導等を強化するとともに、経営トップの決意により、各事業場において自主的な災害防止活動が行われるよう働きかけることとする。

2 年末年始ゼロ災害運動期間

令和元年12月1日から令和2年1月31日

3 実施事項

(1) 行政による重点実施事項

- ① 災害防止団体、事業主団体、公共工事発注機関への要請
- ② 労働局及び労働基準監督署幹部による事業場パトロール
- ③ 各関係団体主催の会合等を通じた経営トップに対する要請
- ④ 労働基準監督署による災害増加業種への重点的指導

(2) 各関係団体、各事業場による重点的実施事項

- ① 年末・年始の繁忙期をとらえた計画的、かつ、安全衛生に配慮した事業の運営
- ② 各関係団体幹部、各事業場経営トップによるパトロール
- ③ 過去の災害発生事例を踏まえた労働災害防止対策の徹底
- ④ 不安全行動防止のための危険予知訓練（KY）、リスクアセスメント等の実施
- ⑤ 交通労働災害防止の徹底

令和元年度 高知労働局長建設現場パトロールスケジュール

- 1 日 時 令和元年12月18日(水) 午前9時00分～11時00分
- 2 現 場 高知東部自動車道 高知中央インターチェンジ工事建設工事現場
- 3 集合場所 :セリーズ(旧サンピアセリーズ)2階 コーラル
高知市高須砂地155番地 088-866-7017

9 : 0 0 全体集合 [集合場所]サンピアセリーズ 2階コーラル

9 : 1 0 パトロール事前説明

- ・高知労働局長 挨拶
- ・工事概要等説明

9 : 3 0 パトロール開始

(パトロール予定現場)

- ・平成29-30年度国分川橋上部工事
- ・平成30-32年度高知中央IC第1高架橋上部工事
- ・平成30-32年度高知中央IC第2高架橋上部工事
- ・平成30-32年度高知中央IC A,Bランプ橋上部工事等

1 0 : 4 0 パトロール講評及び意見交換

1 1 : 0 0 終了予定

引続き、高知労働局安全衛生労使専門家会議を開催します。

(取材可能です。終了予定時刻 1 2 : 0 0)

高知労働局安全衛生労使専門家会議設置要綱

1 設置

高知労働局が推進する安全衛生施策を現場実態を踏まえたより効果的かつ効率的なものとするため、労働現場や安全衛生に詳しい専門家で構成する会議を設置し、地域における労働災害防止対策、労働者の健康確保対策の進め方等について意見を聴取し、その結果を地域の安全衛生に係る諸対策に反映させていくこととする。

2 名称

名称は、「高知労働局安全衛生労使専門家会議」とする。

会議の構成員の名称は「高知労働局安全衛生専門委員」（以下「委員」という。）とし、高知労働局長が委嘱する。

3 構成

委員は、以下の者で構成する。

- (1) 労働組合推薦者
- (2) 使用者団体推薦者
- (3) その他労働局長が必要と認める者（労働安全・衛生コンサルタント、産業保健分野に精通した医師等）

委員の任期は2年とする。また、委員が任期途中で交替する場合には、後任者は前任者の任期を引き継ぐものとする。

4 議事等

会議においては、現場実態を知る専門家の立場から、以下の事項について意見を聴取する。会議で出された意見については、地域の安全衛生施策を現場実態を踏まえたより効果的かつ効率的なものとするために活用する。

- (1) 労働災害の再発防止策の検討等労働災害の防止に関すること
- (2) リスクアセスメントの普及促進に関すること
- (3) 職場におけるメンタルヘルス対策に関すること
- (4) 労働者の自殺防止対策に関すること
- (5) 過重労働による健康障害防止に関すること
- (6) 職場における受動喫煙防止対策に関すること
- (7) 石綿等による職業性疾病の予防に関すること

(8) 安全衛生行政と地方自治体、関係団体等との連携に関すること

(9) その他(現場に対する安全衛生パトロールの実施、集団指導への参画等)

会議の議事進行は、高知労働局労働基準部健康安全課が行い、会議に会長等は設置しない。

5 秘密を守る義務

委員及び委員であった者は、国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号) の定めるところにより、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

6 施行

本要綱は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

高知労働局安全衛生労使専門家会議名簿

	氏 名	所属・役職等
労働組合推薦	みやぐち <small>じゅんいち</small> 宮口 淳一	全国林野関連労働組合四国地方本部 組合専従
	やまざき <small>やすなり</small> 山崎 康成	四国運輸労働組合 組合専従
	にしおか <small>りょうすけ</small> 西岡 良介	高知県建設労働組合 組合長
	もりもと <small>あまひろ</small> 森本 明博	J A Mヤンマー農機製造労働組合高知支部 支部長
使用者団体推薦	まへだ <small>いくお</small> 前田 郁男	須工ときわ株式会社 安全環境推進室次長
	しまのうち <small>つとむ</small> 島内 勉	株式会社特殊製鋼所 総務部長
	にしむら <small>しんや</small> 西村 伸矢	一般社団法人高知県トラック協会 事務局長
	にしむら <small>ひでお</small> 西村 秀雄	高知県素材生産業協同組合連合会 専務理事
サ ラ タ ン ト 労 衛 コ ン ト	かどた <small>よしひこ</small> 門田 義彦	一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会高知支部 副支部長
産 業 医	まちだ <small>けんいち</small> 町田 健一	医療法人野並会 高知病院 医師

令和元年 死亡災害発生状況

(令和元年 11月末現在)



業種別発生状況（死亡者数累計及び前年同期比較）

	製造業	鉱業	建設業	運輸業	林業	水産業	第3次産業	その他	合計
令和元年	3	1	4	1	0	1	0	1	11
平成30年	0	0	4	0	1	0	1	0	6
増減	3	1	0	1	-1	1	-1	1	5

番号	署別	発生日(時刻)	業種	年齢(性別)	事故の型(起因物)	災害のあらまし
1	高知	31.2.1 (11:00)	運輸交通業 (道路貨物 運送業)	49歳 女	交通事故 (トラック)	ダンプトラックで土砂を運搬中、道路左側の標識に衝突して横転。さらに横転したまま20メートル先の電柱に衝突した。
2	須崎	31.2.6 (8:10)	建設業 (土木工事業)	72歳 男	墜落・転落 (クレーン)	ケーブルクレーン（つり上げ荷重1.4トン）による運搬作業中、主索を横引きしていた滑車が破損し主索等が落下した。これにより、ウインチを控えていたワイヤロープが破断してウインチが前方に飛ばされた。その際、ウインチの運転席にいた被災者が5.8メートル下の河川に墜落した。
3	須崎	31.3.1 (13:10)	建設業 (建築工事業)	36歳 男	飛来、落下 (移動式 クレーン)	通信用の鉄塔を建設する工事において、基礎となる立坑を掘削中、移動式クレーン（つり上げ荷重2.37トン）を用いて、立坑内部の土砂を入れた容器を巻き上げていたところ、巻上用ワイヤロープが切断して吊り荷とフックが落下。立坑の底部で作業をしていた被災者を直撃した。
4	須崎	31.3.16 (8:10)	製造業 (木材・木製品 製造業)	46歳 男	はさまれ・ 巻き込まれ (その他の木 材加工用機 械)	原木の皮剥ぎ機（リングバーカ）の、送材用金属製ベルトコンベヤーの駆動部分のボルトを締めるため、被災者が締め付け作業を行おうとして材の抑えローラー下部に体の一部を進入させたところ、同ローラーが下降してきて挟まれた。
5	須崎	31.4.9 (6:00)	畜産・水産業 (水産業)	56歳 男	おぼれ (その他の用 具)	2隻の漁船で漁を行う際、海上で魚網を広げる作業中に漁網に繋がれたロープに足が絡まってしまい、魚網とともに漁船より転落しおぼれた。
6	四万十	元.7.12 (10:15)	建設業 (土木工事業)	29歳 男	飛来、落下 (クレーン)	ケーブルクレーン（つり上げ荷重2.9トン）の解体中、滑車（重さ約100キログラム）が主索から脱落し落下、下方で擁壁のモルタル塗り作業をしていた被災者の頭部を直撃した。
7	四万十	元.7.28 (20:15)	製造業 (食料品製造 業)	48歳 女	交通事故 (トラック)	トンネル内で社用車が故障して本線で停車した際、大型トラックに追突された。被災者は車の助手席に座っていた。

裏面に続く

8	須崎	元.7.30 (07:15) [8.13 死亡]	鉱業 (砂利採取業)	72 歳 男	交通事故 (トラック)	ダンプトラックで走行中、道路右側のガードレールを突き破り約 10メートル下に転落した。
9	高知	元.9.24 (09:30)	建設業 (土木工事業)	64 歳 男	墜落・転落 (トラック)	林道の改良工事において、土砂を運搬していたダンプトラックが、林道の路肩から約 12メートル下に転落した。
10	四万十	元.10.15 (14:45)	農林業 (農業)	47 歳 男	墜落・転落 (作業床)	屋外の作業床の端から 3.1メートル下に墜落した。
11	高知	元.10.23 (07:50)	製造業 (その他の製造業)	69 歳 男	はさまれ・ 巻き込まれ (乾燥設備)	クリーニング工場の乾燥機のドラム内（直径 1.4メートル、奥行 1.1メートル）に閉じ込められた状態で機械が作動した。

注：調査中のもの等を含む。

令和元年における労働災害発生状況(死亡災害及び休業4日以上之死傷災害) [令和元年11月末現在 速報]

業種	局署別 年	高知局(合計)			高知監督署管内			須崎監督署管内			四万十監督署管内			安芸監督署管内		
		元年	30年	増減	元年	30年	増減	元年	30年	増減	元年	30年	増減	元年	30年	増減
全産業合計		(1) 781	(6) 784	-3	(3) 483	473	10	(5) 119	(2) 114	5	(3) 105	(3) 117	-12	74	(1) 80	-6
製造業	食料品製造業	(1) 35	44	-9	27	25	2	1	6	-5	(1) 7	12	-5	0	1	-1
	繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業	6	4	2	0	1	-1	3	1	2	0	0	0	3	2	1
	木材・木製品製造業、家具・装備品製造業	(1) 18	17	1	9	8	1	(1) 7	5	2	2	3	-1	0	1	-1
	パルプ、紙、紙製品製造業	4	13	-9	3	7	-4	1	6	-5	0	0	0	0	0	0
	窯業土石製造業	11	10	1	6	4	2	4	2	2	1	1	0	0	3	-3
	鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業	33	16	17	25	14	11	1	0	1	2	0	2	5	2	3
	一般機械器具製造業	13	14	-1	9	14	-5	2	0	2	1	0	1	1	0	1
	電気機械器具製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	輸送用機械器具製造業	14	14	0	14	12	2	0	1	-1	0	0	0	0	1	-1
	造船業	13	11	2	13	9	4	0	1	-1	0	0	0	0	1	-1
上記以外の製造業	(1) 28	15	13	(1) 20	7	13	3	4	-1	4	4	0	1	0	1	
小計	(3) 162	147	15	(1) 113	92	21	(1) 22	25	-3	(1) 17	20	-3	10	10	0	
鉱業	(1) 3	1	2	0	0	0	(1) 2	1	1	1	0	1	0	0	0	
建設業	土木工事業	(3) 63	(1) 53	10	(1) 22	19	3	(1) 13	(1) 14	-1	(1) 19	10	9	9	10	-1
	建築工事業	55	(2) 57	-2	33	35	-2	13	8	5	3	(1) 8	-5	6	(1) 6	0
	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	10	15	-5	6	9	-3	2	2	0	0	3	-3	2	1	1
	木造家屋建築工事業	25	15	10	15	9	6	5	4	1	3	2	1	2	0	2
	上記以外の建築工事業	20	(2) 27	-7	12	17	-5	6	2	4	0	(1) 3	-3	2	(1) 5	-3
	その他の建設業	(1) 14	(1) 17	-3	5	3	2	(1) 7	(1) 6	1	0	7	-7	2	1	1
小計	(4) 132	(4) 127	5	(1) 60	57	3	(2) 33	(2) 28	5	(1) 22	(1) 25	-3	17	(1) 17	0	
運輸業	運輸交通業	(1) 70	86	-16	(1) 59	76	-17	7	8	-1	2	1	1	2	1	1
	道路貨物運送業	(1) 62	70	-8	(1) 52	62	-10	6	7	-1	2	0	2	2	1	1
	陸上貨物取扱業	2	0	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	港湾運送業	1	1	0	0	1	-1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
小計	(1) 73	87	-14	(1) 61	77	-16	8	8	0	2	1	1	2	1	1	
林業	木材伐出業	45	42	3	15	19	-4	13	9	4	13	9	4	4	5	-1
	その他の林業	10	(1) 15	-5	5	2	3	1	0	1	3	(1) 12	-9	1	1	0
	小計	55	(1) 57	-2	20	21	-1	14	9	5	16	(1) 21	-5	5	6	-1
水産業	(1) 17	21	-4	0	2	-2	(1) 2	0	2	12	14	-2	3	5	-2	
第三次産業	商業	99	94	5	66	62	4	11	15	-4	11	7	4	11	10	1
	金融広告業	4	5	-1	4	3	1	0	0	0	0	2	-2	0	0	0
	保健衛生業	93	92	1	56	49	7	10	16	-6	16	14	2	11	13	-2
	接客娯楽業	43	49	-6	35	37	-2	1	2	-1	1	5	-4	6	5	1
	清掃業・と畜業	27	38	-11	23	27	-4	2	4	-2	1	3	-2	1	4	-3
	ビルメンテナンス業	14	17	-3	12	12	0	0	3	-3	1	1	0	1	1	0
	上記以外の事業	56	(1) 51	5	38	41	-3	9	3	6	4	(1) 1	3	5	6	-1
	小計	322	(1) 329	-7	222	219	3	33	40	-7	33	(1) 32	1	34	38	-4
その他	(1) 17	15	2	7	5	2	5	3	2	(1) 2	4	-2	3	3	0	

(注) (1)死傷者数は労働者死傷病報告による数で死亡者を含む。(2)()内の数字は死亡者数で速報による。(3)「上記以外の製造業」には、印刷・製本業、化学工業、電気・ガス・水道業、その他の製造業を計上
 (4)「上記以外の事業」には、映画・演劇業、通信業、教育・研究業、官公署、派遣業、警備業、情報処理・サービス業、その他を計上 (5)「その他」には、農業、畜産業を計上